

電子メール利用規定

本規程は、インターネット等広く一般に普及するコンピューター通信ネットワークを用いた情報伝達手段（以下「電子メール」といいます。）を利用して、一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会（以下「当協会」といいます。）と同協会 神戸支部（以下「当支部」といいます。）の情報の授受を行われる方（以下「ご利用者」といいます。）と間に適用されます。なお、電子メールの利用について、ご利用者と当協会・当支部との間に別に申込書、届出書等関係書類、誓約書、規程その他がある場合は、各種書類等の各条項が適用されるものとします。

ご利用者は、「電子メール」の利用に際し、インターネット等の特性上、伝達される情報の機密保持等が不完全であることをご了承いただき、あくまで補助的な情報授受手段としてご利用いただくものとします。「電子メール」を利用して授受される情報に改ざん、漏洩、不着、延着、第三者への誤送、第三者の不正使用その他の事故があっても、これにより生じた損害について、当協会・当支部は一切の責任を負いません。ご利用者が当協会・当支部に発信された電子メールの内容は、当協会・当支部が受信した内容をもって確定するものとします。また、当協会・当支部がご利用者に発信する場合、その内容は当協会・当支部が発信した内容をもって確定するものとします。

ご利用者から当協会・当支部に対してご質問・ご要望等が「電子メール」によって伝達された場合、当該質問・要望等への回答をするかどうかについては、当協会・当支部の判断によるものとし、当協会・当支部は回答の義務を負わないものとします。

別に申込書、届出書等関係書類、誓約書、規程その他に定めがある場合のほか、ご利用者は、宅建免許申請、更新等を「電子メール」を利用して行うことはできないものとします。

ご利用者からあらかじめ書面で届出のあった内容にもとづいて、当協会・当支部がご利用者と「電子メール」を利用して情報を授受している場合に、ご利用者の電子メールアドレスに変更があったときは、ご利用者は直ちに「ハトサポ」サイト上、または書面をもって当協会・当支部に届出るものとします。

前項のサイト上または書面による届出事項の変更がなかったために、当協会・当支部から通知または送付した書類または「電子メール」を用いた情報等が延着した場合、または届かなかった場合には、通常到着すべき時期に到着したものとみなします。

この規程に関する準拠法は、日本法とします。

この規程に関して訴訟の必要を生じた場合には、当協会・当支部の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。